

## 南陽市企業立地奨励金

企業誘致の促進、立地企業の定着及び雇用の増大を図るため、次の要件に該当する事業者に、奨励金を交付します。

### 1 対象業種

日本標準産業分類(大分類)による製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業

### 2 対象事業者

南陽市内に事業所を「新設」又は「増設」する事業者(個人事業者を含みます。)

●「新設」とは、

- ・市外の事業者が、市内に新たな事業所を設置すること。
- ・市内の事業者が、既設の事業所以外の場所(市内)に新たな事業所を設置すること。

●「増設」とは、

- ・市内の事業者が、市内の既設の事業所の敷地内又は隣接する土地に、新たな事業所を増築すること。

※「新設」「増設」とともに空き事業所を取得する場合を含みます。

### 3 奨励金の種類・交付要件・交付額・交付期間

種類	交付要件	交付額及び交付期間
① 家屋及び土地に係る 固定資産税相当額奨励金	投下資本額が、 3,000万円以上 であること	家屋及び土地に係る固定資産税相当額 【交付期間:3年間】 ※都市計画税・固定資産税の課税を免除された額を 除く。
② 用地取得奨励金	投下資本額が、 5,000万円以上 であること	用地取得費×10%(工業団地以外は8%) 【交付期間:5年間分割交付】 ※1,000円未満切り捨てた額
③ 建物取得奨励金	投下資本額が、 5,000万円以上 であること	建物取得費×5%(5億円超部分は3%) 【交付期間:5年間分割交付】 ※1,000円未満切り捨てた額

②用地取得奨励金 及び ③建物取得奨励金 の額は、②・③を合算して1億円が限度になります。

●投下資本額とは

- ・事業所の新設(増設)のために要する家屋及び土地(土地の取得の日から1年以内に、当該土地を敷地とする家屋の建設の着手又は空き事業所の取得があった場合に限る)の合算した取得価額(税込み)

【投下資本額に含まれないもの】

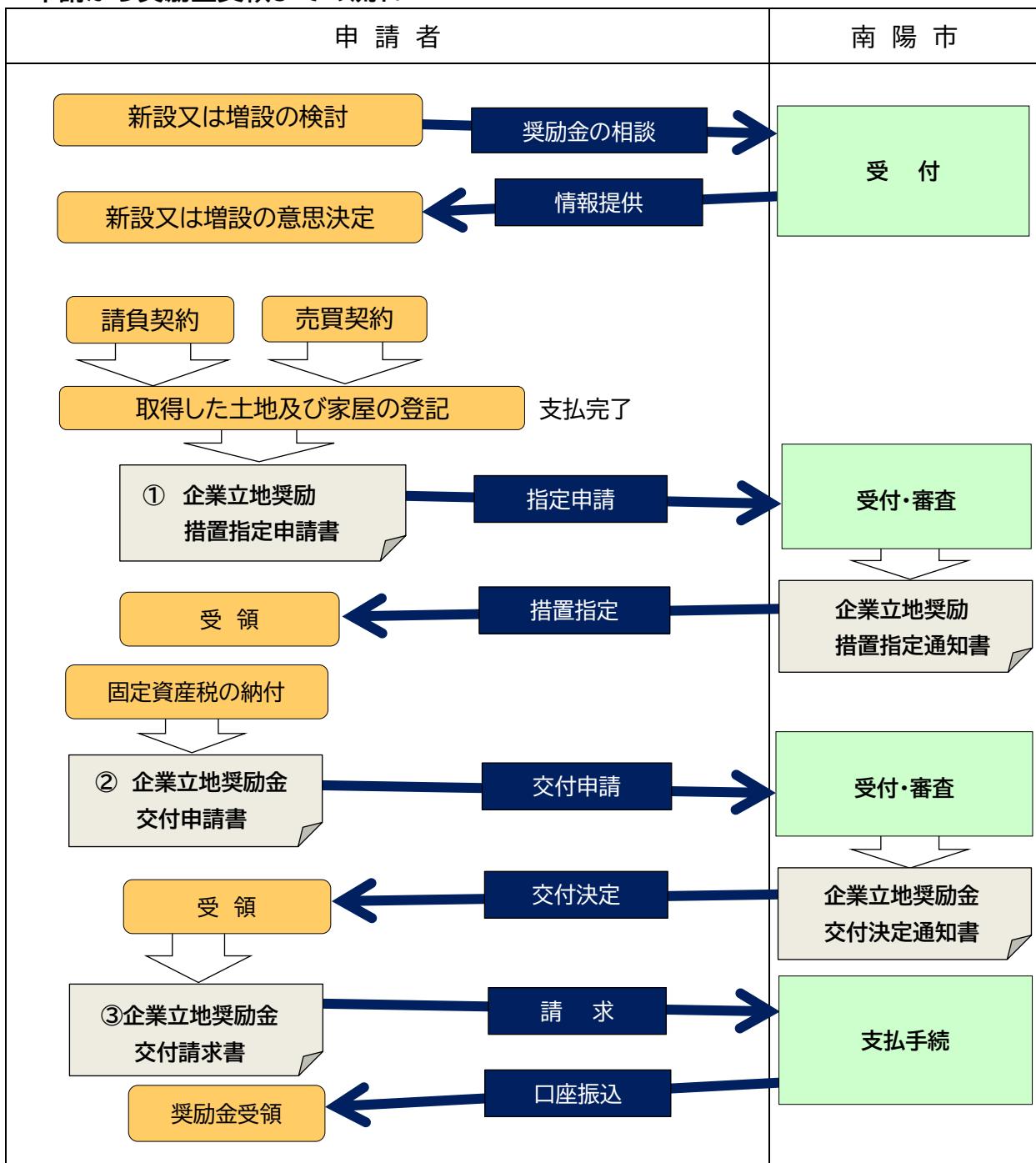
解体費用、工事設計費

【用地取得費・建物取得費に含まれないもの】

解体費用、外構工事、設計管理費、地盤改良費、土工事、法定福利費、地業工事、調査費等、

土地購入後の造成費用、空き事業所購入後の改修費用

## ＜申請から奨励金受領までの流れ＞



### 【①企業立地奨励措置指定申請の際に必要な書類】

- ①企業立地奨励措置指定申請書
- ②会社法人登記事項(履歴・全部)証明書  
※個人事業者は、住民票の写し
- ③土地及び家屋の登記事項(履歴・全部)証明書
- ④納税証明書
- ⑤税情報閲覧等同意書
- ⑥建築確認済証、検査済証の写し又はこれらに類する書類
- ⑦土地及び家屋の売買契約書、工事請負契約書及びこれらに係る領収書の写し
- ⑧事業所の位置図、配置図及び平面図

### 【②企業立地奨励金交付申請の際に必要な書類】

- ①企業立地奨励金交付申請書
- ②納税証明書

### 【お問合せ先】

南陽市 商工観光課 商工労政係  
電話: 0238-40-8294(直通)  
E-mail: syoko1@city.nanyo.yamagata.jp